

(案)

資料 1 - 5

区域計画の変更の認定申請書

令和 4 年 2 月 28 日

内閣総理大臣 殿

愛知県国家戦略特別区域会議

令和 2 年 9 月 14 日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第 9 条第 1 項の規定及び同法附則第 3 条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

- (1) 「法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業」に 1 事業を追加する。
- (2) 「法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業」を追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

愛知県 国家戦略特別区域 区域計画

令和 4 年 2 月 28 日
愛知県国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(9) 名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

(国家戦略特別区域法第 16 条の 6 に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業)

愛知県が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、愛知県内における外国人による創業活動を促進する。【平成 29 年 4 月より実施】

内容：創業人材の事業所確保に係る特例

国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業(創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例)を活用して創業活動を行い、在留資格「経営・管理」の初回の在留期間更新許可から最大 1 年後の在留期間更新許可申請時までの間は、確保すべき事業所について、愛知県が認定するコワーキングスペースやシェアオフィス等の独立性のない区画を認めることを可能とし、愛知県内における外国人による創業活動を促進する。【令和 4 年度中に実施】

(10) ～ (16) 略

(17) 名称：国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業

内容：特別加算の規定の適用に係る高度専門職省令の特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

愛知県が認定した以下に掲げる企業で就労する外国人を、高度外国人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇措置を講ずる制度の特別加算の対象とし、十点を加算する。【令和 4 年度中に実施】

(対象)

- ① 愛知県 21 世紀高度先端産業立地補助金の交付を受けている企業
- ② 愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けている企業
- ③ 新あいち創造研究開発補助金の交付を受けている企業
- ④ アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区において以下の特定国際戦略

事業を実施する企業（愛知県内に事業所を有する企業に限る。）

ア) ボーイング787等量産事業

イ) 関連中小企業の効率的な生産・供給体制構築事業

ウ) Mitsubishi SpaceJetプロジェクト事業

エ) ボーイング777X開発・量産事業

オ) 宇宙機器開発・供給事業

新旧対照表

愛知県 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
<p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業 内容：創業人材の受入に係る出入国管理及び難民認定法の特例 (国家戦略特別区域法第16条の6に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業) 愛知県が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、愛知県内における外国人による創業活動を促進する。【平成29年4月より実施】</p> <p>内容：創業人材の事業所確保に係る特例 <u>国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（創業人材の受入に係る出入国管理及び難民認定法の特例）を活用して創業活動を行い、在留資格「経営・管理」の初回の在留期間更新許可から最大1年後の在留期間更新許可申請時までの間は、確保すべき事業所について、愛知県が認定するコワーキングスペースやシェアオフィス等の独立性のない区画を認めることを可能とし、愛知県内における外国人による創業活動を促進する。【令和4年度中に実施】</u></p>	<p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業 内容：創業人材の受入に係る出入国管理及び難民認定法の特例 (国家戦略特別区域法第16条の6に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業) 愛知県が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、愛知県内における外国人による創業活動を促進する。【平成29年4月より実施】</p>

(10) ~ (16) 略

(17) 名称：国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業

内容：特別加算の規定の適用に係る高度専門職省令の特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

愛知県が認定した以下に掲げる企業で就労する外国人を、高度外国人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇措置を講ずる制度の特
別加算の対象とし、十点を加算する。【令和 4 年度中に実施】

(対象)

- ① 愛知県 21 世紀高度先端産業立地補助金の交付を受けている企業
- ② 愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けている企業
- ③ 新あいち創造研究開発補助金の交付を受けている企業
- ④ アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区において以下の特定国際戦
略事業を実施する企業（愛知県内に事業所を有する企業に限る。）
 - ア) ボーイング 787 等量産事業
 - イ) 関連中小企業の効率的な生産・供給体制構築事業
 - ウ) Mitsubishi Space Jet プロジェクト事業
 - エ) ボーイング 777 X 開発・量産事業
 - オ) 宇宙機器開発・供給事業

(10) ~ (16) 略